

# 住宅ストック活用・リフォーム推進事業のうちリフォームの担い手支援事業（リフォーム工事に係る設計・施工基準等の作成等）を実施する者の公募について

平成26年7月7日  
国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、住宅ストック活用・リフォーム推進事業のうちリフォームの担い手支援事業（リフォーム工事に係る設計・施工基準等の作成等）を実施する者の公募について公示します。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

リフォームの担い手支援事業（リフォーム工事に係る設計・施工基準等の作成等）

### (2) 事業目的

本事業は、住宅リフォームの工事の設計・施工基準やアフターサービスの基準を作成・普及する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅リフォームの施工品質の向上やアフターサービスの体制整備を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

長期優良住宅化リフォームや性能向上リフォームをはじめとする住宅リフォームに係る工事の設計・施工基準やアフターサービスの基準を作成・普及する事業

### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成26年8月中旬 ～ 平成27年2月28日

## 2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(3)までの全ての条件を満たすことのできる者とする。

- (1) リフォーム事業者の団体又はリフォーム事業者を含む住宅生産に関わる者からなる団体・協議会等（活動範囲は問わず、全国規模、都道府県単位等いずれも可）であること
- (2) 代表者が明確で、団体としての意志決定システムが確立していること
- (3) 目的、活動・事業の種類に関する事項等が記載された規約等が策定・締結されていること（事業着手までに策定・締結されるものを含む。）

## 3. 手続等

### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 担当：奥村

電話 03-5253-8111(内線39-432)

電子メール okumura-h2x9@mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間及び方法

- ①期間 平成26年7月7日から平成26年7月31日まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 本事業に応募しようとする者は、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、募集要領（提案申請様式を含む）の手交、FAXまたは電子メールにより交付を受け、事業の内容、要件及び手続等を確認の上、応募すること

(3) 応募書類の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成26年8月1日18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）  
「Just System一太郎2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe Acrobat Reader9.0」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、応募者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、応募者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨応募書類を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は募集要領による。